

要望内容①

1. 行政機関等による削除要請への対応義務化に向けた検討の開始 【総務省】

現状・課題①

(1) 行政機関等による削除申出への対応

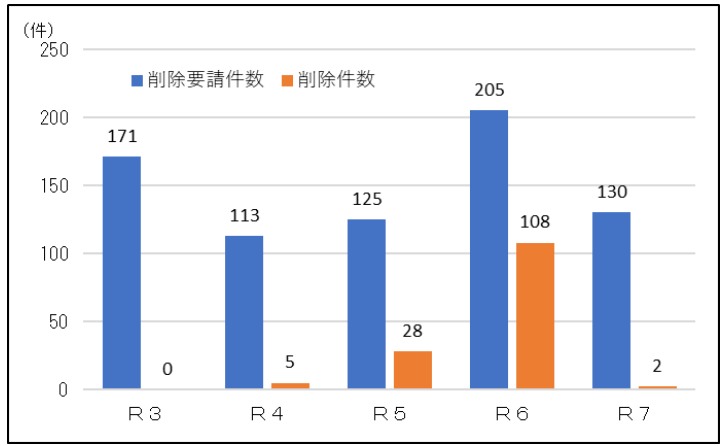
- ・県内で発生した差別事象は、インターネット上での発生件数が多い。

- ・モニタリング結果に基づき、啓発連協からプラットフォーム事業者への直接削除要請を実施。

◎ 奈良県内で発生した差別事象件数

※ 奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（啓発連協）調べ

		R3	R4	R5	R6	R7
差別事象件数		183	203	104	280	191
事象分類のうち主なもの	部落差別	104	178	89	269	161
	障がい者差別	32	8	5	7	19
	外国人差別	5	4	5	3	11
惹起形態のうち主なもの	差別投書、発言等	60	23	16	27	40
	インターネット上の書込等	80	171	74	256	152



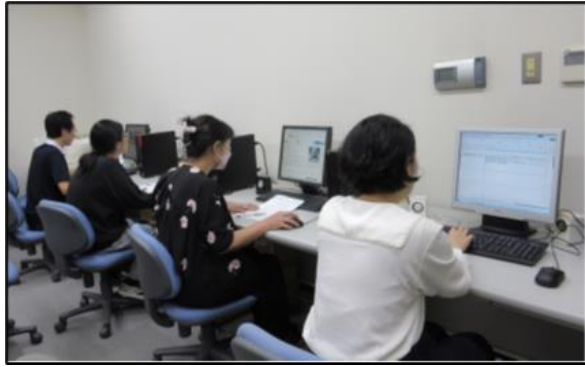
- ・県と「市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」（啓発連協※）と関係団体とが協働して、インターネット上の差別的書込みのモニタリングを実施。

- ・被侵害者による削除申出には法律上、速やかな対応が義務づけられるが、被侵害者以外の削除申出への対応は、総務省ガイドラインに基づく努力義務にとどまる状況。
- ・被侵害者が権利侵害情報の発信を即座に把握できないと想定されることも踏まえ、行政機関等の第3者から削除申請している実情があるが、事業者の対応はまちまちである。

→行政機関を含む適格な第3者による権利侵害情報の削除申出について、本人からの申請と同様に迅速な対応が義務付けられるよう制度化、法（第23条等）改正をお願いしたい。

※県内各市町村で、市町村長を本部長とする「人権・同和問題啓発活動推進本部」が設置され、それらで構成される連絡協議会を設置

☞ H15年度から実施。
2回/週×4人体制で実施し、
年間延べ約300人が従事。

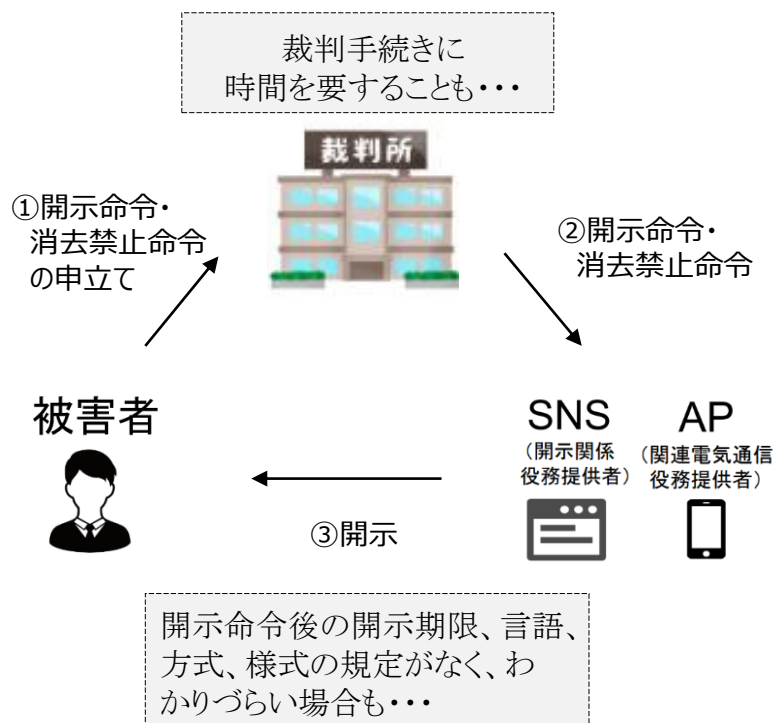


要望内容②

2. 発信者情報開示請求に係る手続の迅速化及び海外プラットフォーム事業者に対する被害者救済の実効性確保【総務省】

現状・課題②

(2) 発信者情報開示と被害者救済の遅れ



- ・インプレッション数で収益が得られるSNSや動画投稿サイトでは、数か月後に書込みが削除されても投稿者の不利益は小さく、「書いた者勝ち」「やられ損」となっている。
- ・損害賠償にあたってはまず発信者情報の開示を行う場合が多い。その際、法第5条の任意の開示請求は現実には機能しておらず、ほとんどの被侵害者は法第8条の発信者情報開示命令の申立を余儀なくされているが、以下のように迅速性・実効性の観点で課題がある。

(実際の例)

- ・開示命令に期限が示されず、プラットフォーム事業者が開示を引き延ばす場合がある。
- ・開示発信者情報の言語や形式に決まりがなく、外国事業者による開示の場合、一定の英語力とインターネットの仕組みに係る知識が必要な内容で送付されることがある。
- ・開示命令までに4ヶ月ほどを要することがある。(事業者のログ保存期間は3～6ヶ月程度とされ、時間的制約から結果的に空振りとなるおそれもある。)

これらを踏まえ、

- ・裁判所の開示命令における「開示期限の設定」、「請求者目線で必要な開示内容・言語等の方式」の制度化・実装化、必要に応じた法(第15条等)改正や、
- ・消去禁止命令の実効性の検証(国内代理人から外国法人に対応依頼がなされているのか等)に加え、空振りとならないような適切な保存期間の設定・運用の検討をお願いしたい。

地方現場の取組だけでは限界があり、

- ・行政機関等からの削除要請への対応の義務化
 - ・発信者情報開示命令申立に係る被侵害者の権利保護のための制度改善
- が国により図られてこそ、被害者救済の実効性が確保される。